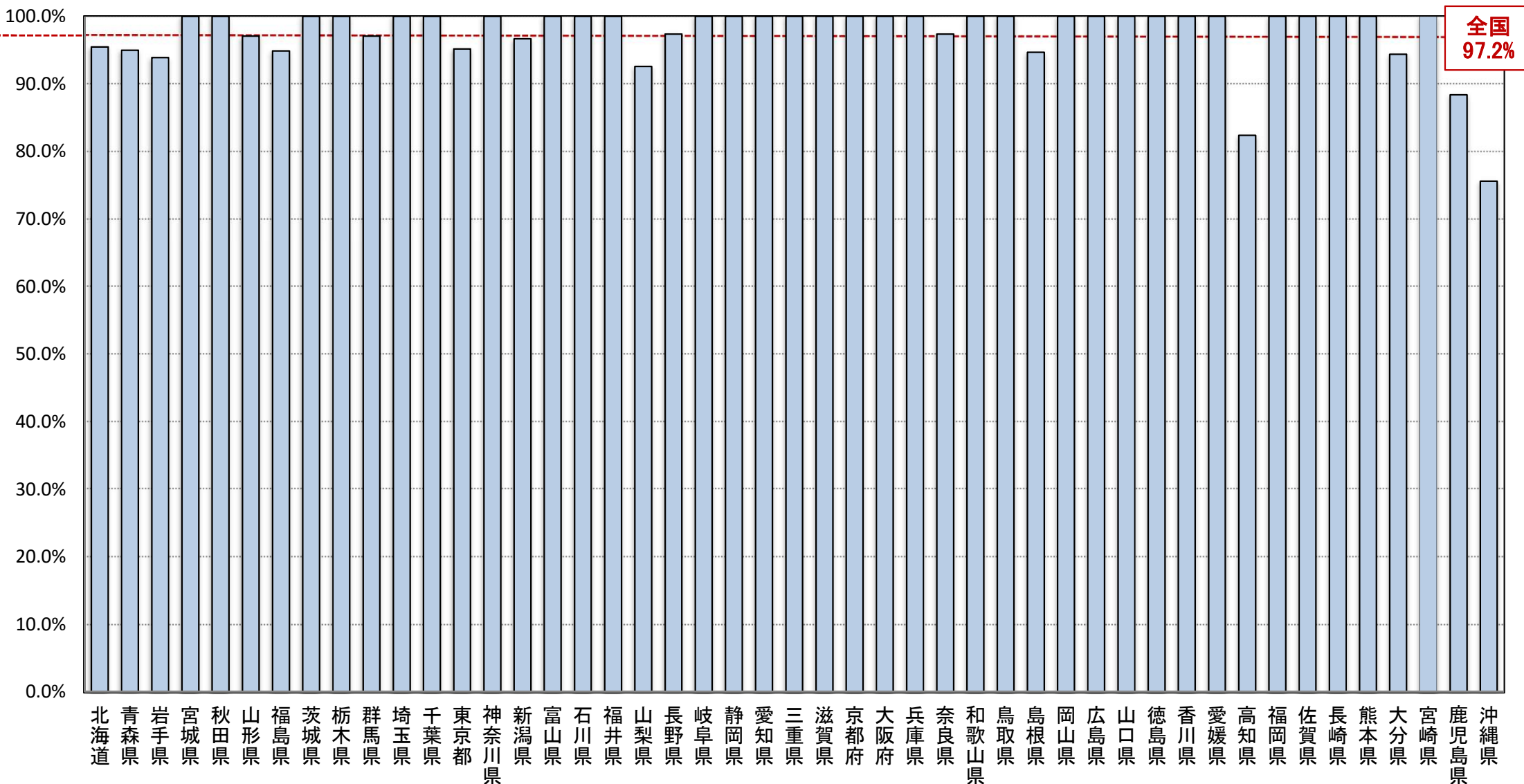


# 移動支援事業の実施体制整備状況(令和2年度)

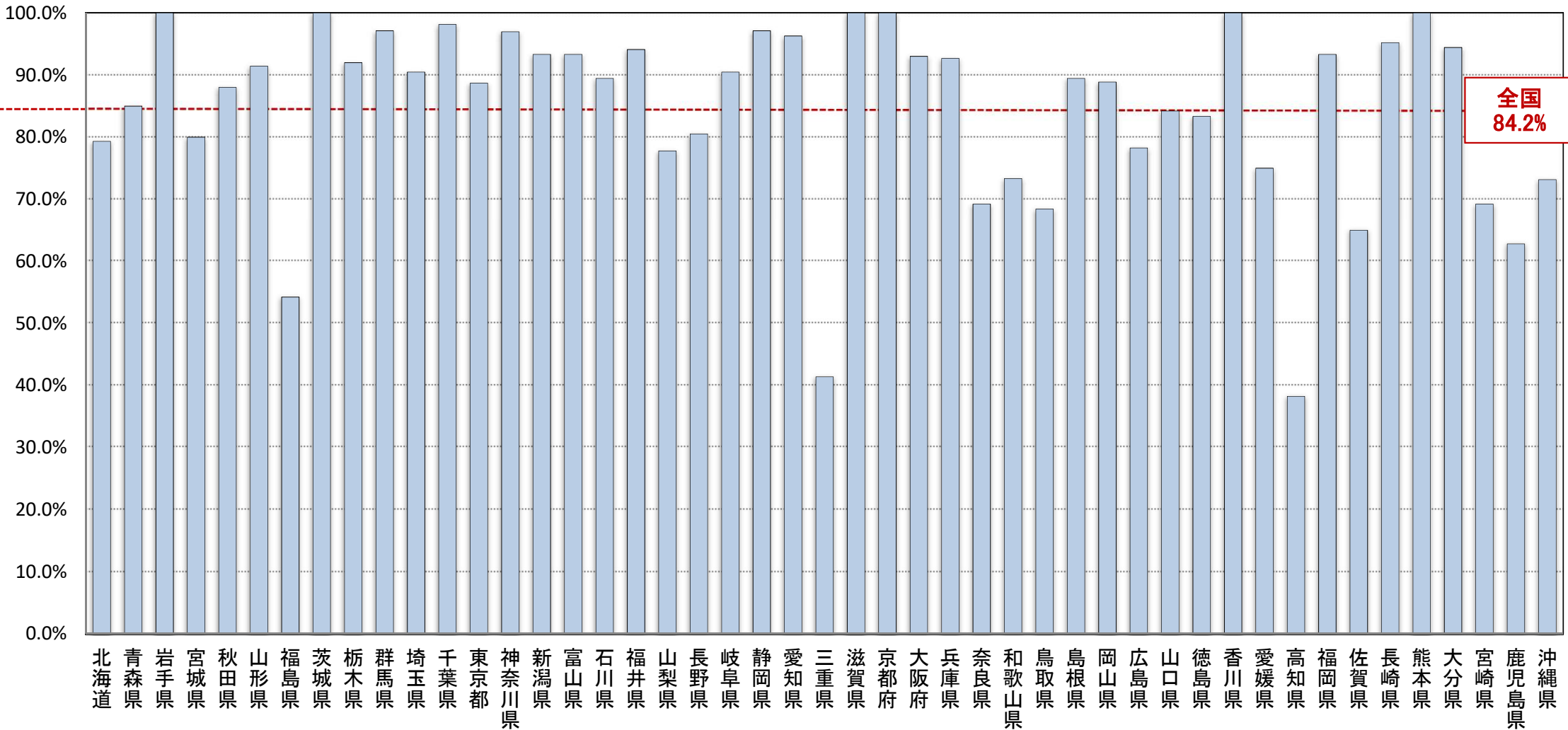
- 令和2年度末時点で移動支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で97.2%(1,692/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注) 「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。  
 (資料出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

# 地域活動支援センターの実施体制整備状況(令和2年度)

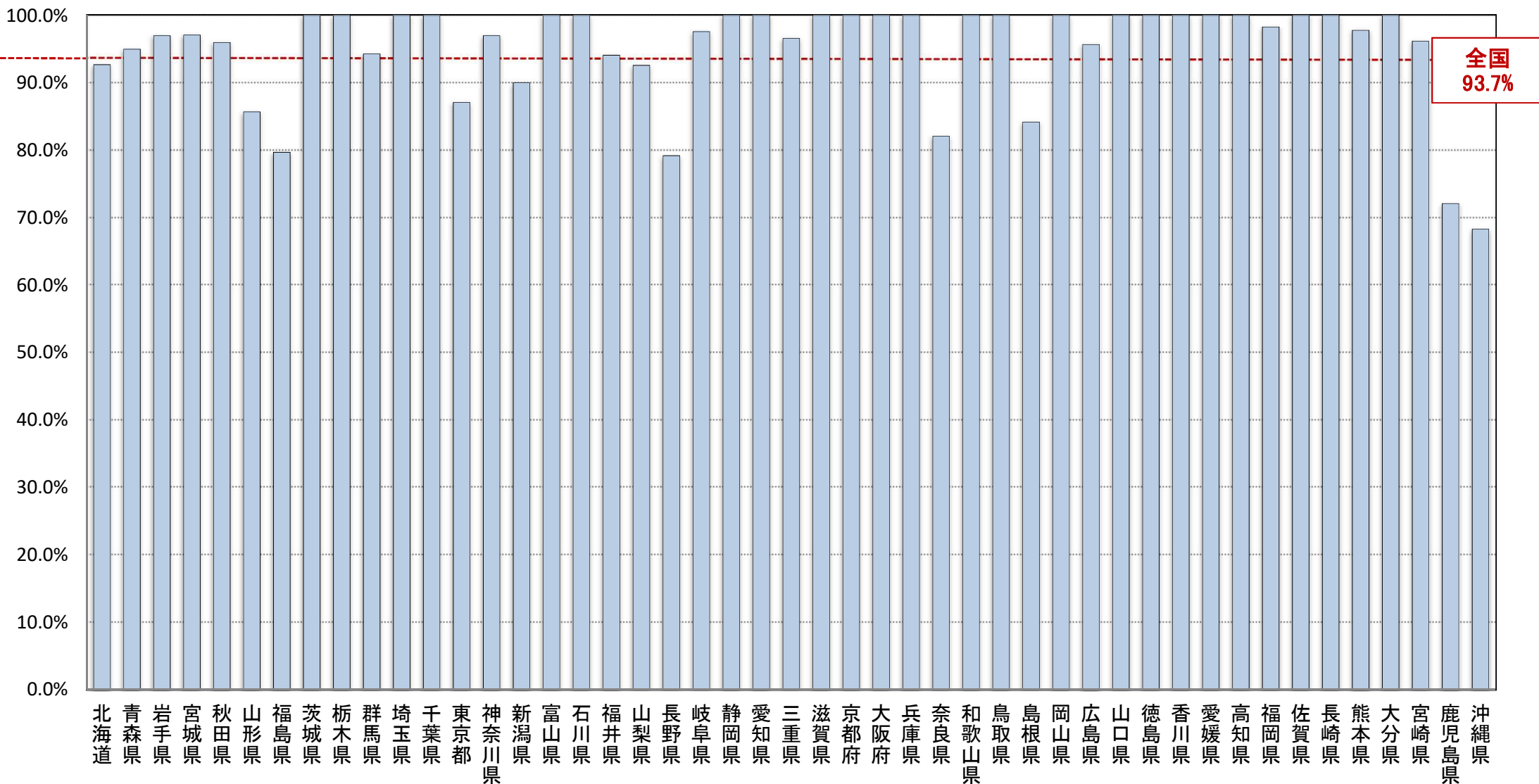
- 令和2年度末時点で地域活動支援センターの実施体制を有する市区町村の割合は全国で84.2%(1,466/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注1) 「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。  
 注2) 基礎的事業(交付税措置分)についての実施体制を集計している(地域生活支援事業費等補助金による「地域活動支援センター機能強化事業」の実施体制に限らない)。  
 (資料出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

# 意思疎通支援事業の実施体制整備状況(令和2年度)

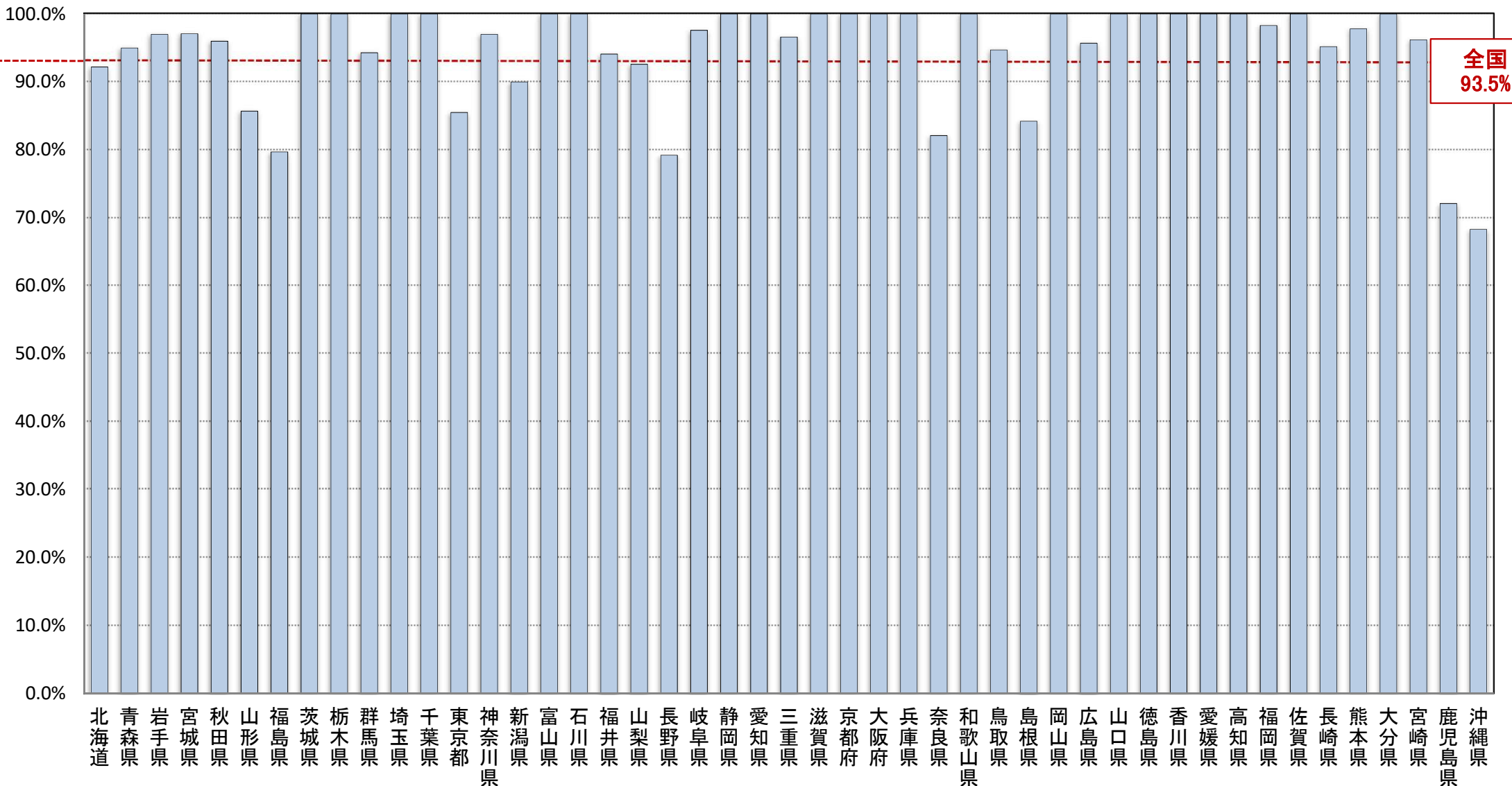
- 令和2年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で93.7%(1,631/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。  
 (資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

# (内訳1)手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況(令和2年度)

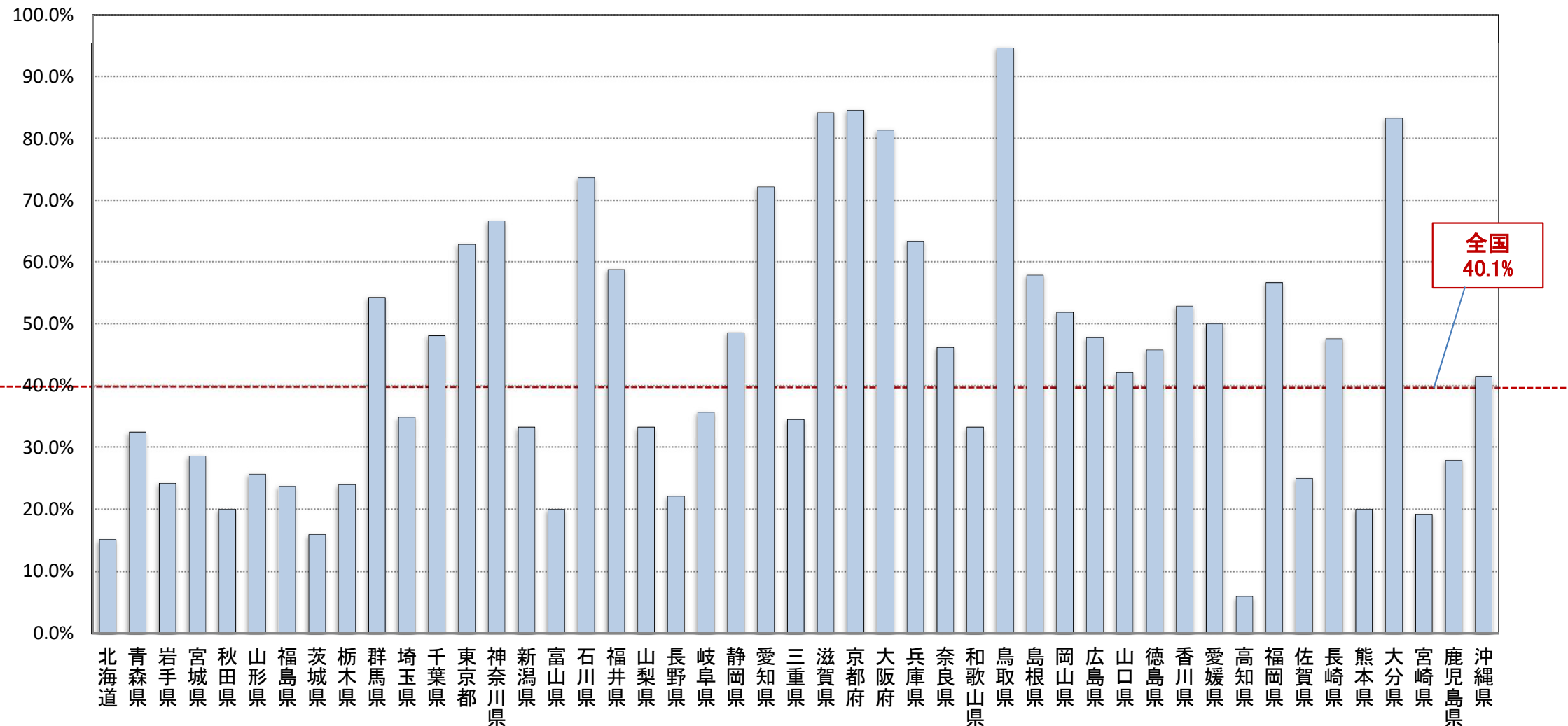
- 令和2年度末時点で手話通訳者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で93.5%(1,628/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。  
 (資料出所) 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

## (内訳2) 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況(令和2年度)

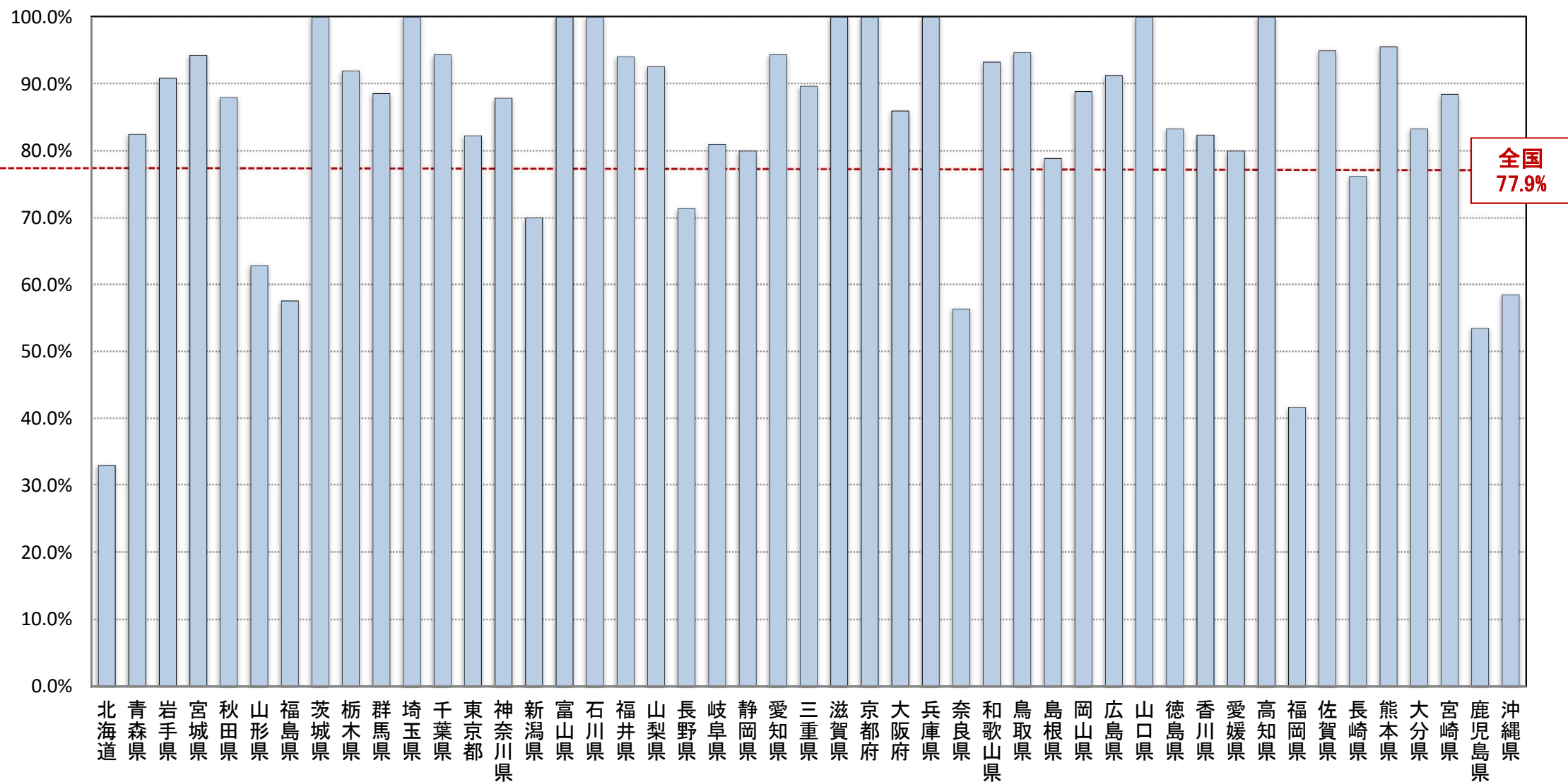
- 令和2年度末時点で手話通訳者設置事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で40.1%(699/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。  
 (資料出所) 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

# (内訳3)要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況(令和2年度)

- 令和2年度末時点で要約筆記者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で77.9%(1,357/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



全国  
77.9%

注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。  
 (資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計